



# 中間期ディスクロージャー誌

# 2013

HOKKAIDO SHINREN REPORT

## CONTENTS

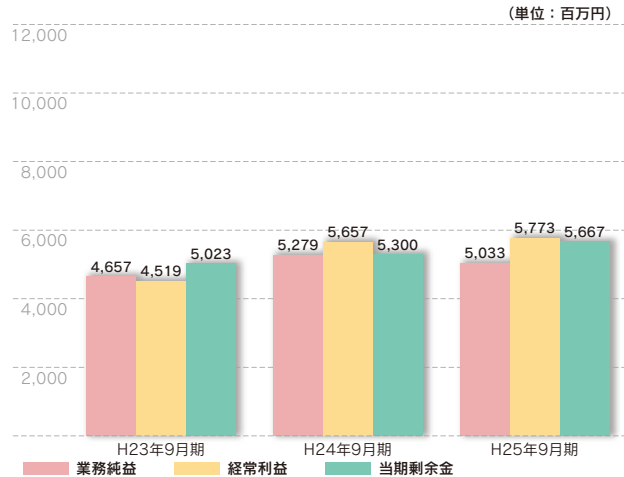
|                |    |
|----------------|----|
| 業績の推移等         | 2  |
| 財務データ等         | 5  |
| 金融円滑化の取り組みについて | 8  |
| 社会的責任と地域貢献活動   | 10 |



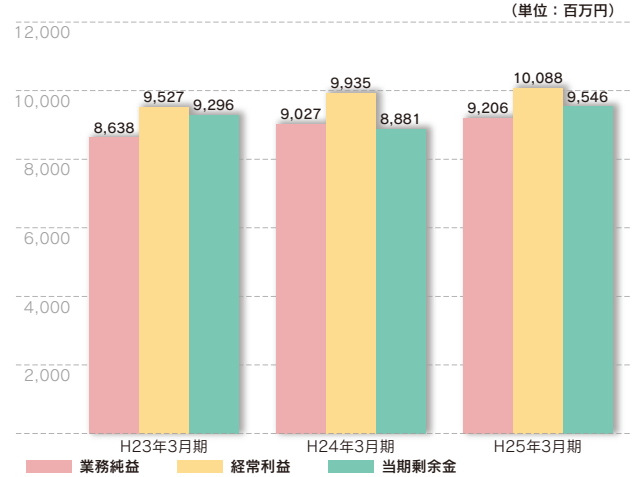
# 業績の推移等

## ◆ 業務純益等の推移

■ 半期



■ 参考：年間

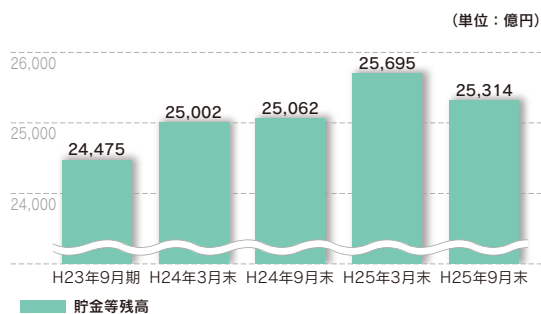


平成25年9月末仮決算においては、業務純益は50億円、経常利益は57億円、当期剰余金は56億円となりました。

## ◆ 貯金等残高・貸出金等の残高の推移

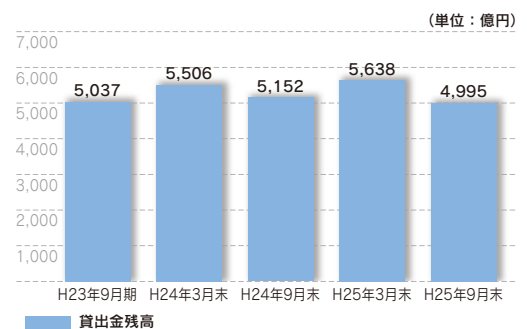
[貯金・NCD]

平成25年9月末の貯金等残高は、2兆5,314億円（前年同月比+252億円・1.0%増）となりました。



[貸出金]

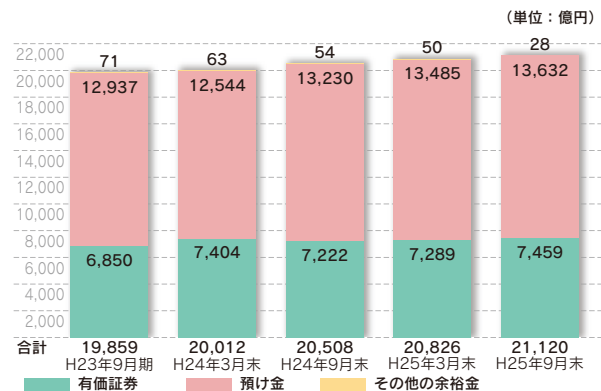
平成25年9月末の貸出金残高は、4,995億円（前年同月比△157億円）となりました。



[余裕金]

平成25年9月末の有価証券残高は、7,459億円（前年同月比+237億円・3.2%増加）となりました。

預け金残高は、1兆3,632億円（前年同月比+402億円・3.0%増加）となっております。



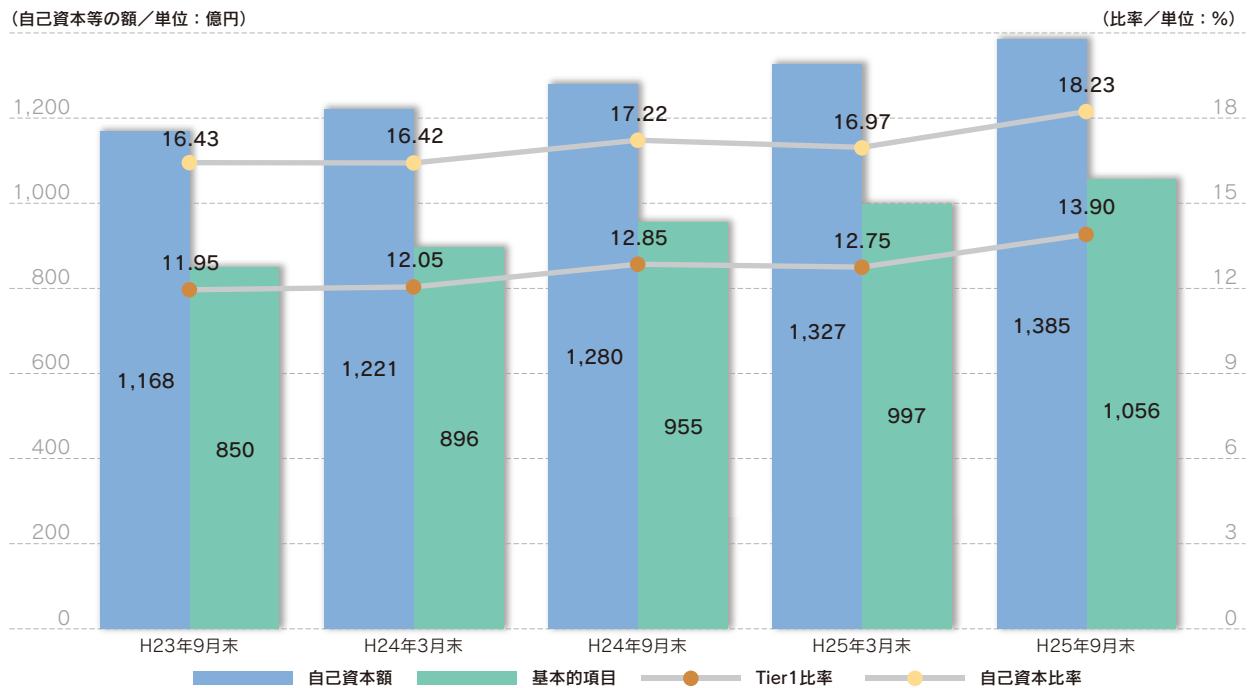
## ◆ 自己資本比率の推移（単体）

会員やお客様の多様なニーズに応える一方、JAバンク北海道の本部機能を高度に発揮していくためには、経営の健全性維持と財務基盤の強化は重要な課題であります。

平成25年9月末における当会の単体自己資本比率は、18.23%（前年同月比+1.01%）となっており、健全性を維持する水準となっております。

自己資本額については内部留保及び会員からの資本調達により、平成25年9月末時点で1,385億円となり、前年同月比105億円の増加となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率の算出に努めております。



## 不良債権の状況

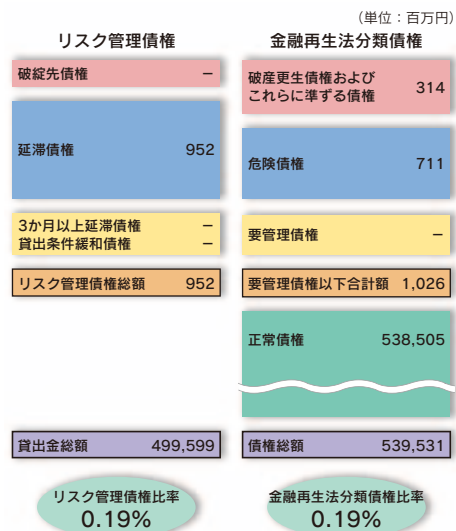
当会は、積極的な不良債権処理、情報開示に取り組んでおり、不良債権の状況については、法定開示である「リスク管理債権」に加え、透明性確保の観点から「金融再生法に基づく開示債権」についても情報開示しております。

平成25年9月末のリスク管理債権総額は、952百万円で、貸出金総額に占める割合は0.19%、またそのうち貸倒引当金及び担保・保証等により保全されている額は932百万円で、保全率は97.8%となっております。

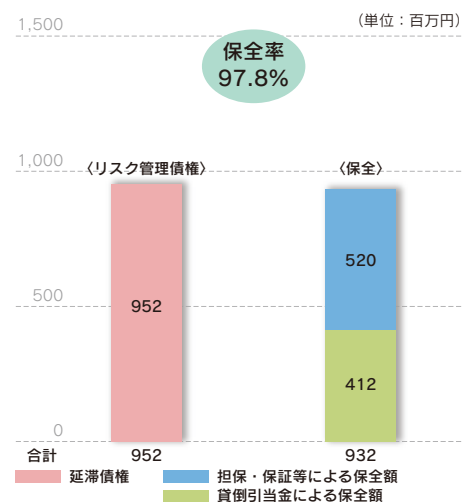
金融再生法に基づく開示債権総額は1,026百万円で、債権総額に占める割合は0.19%、またそのうち貸倒引当金および担保・保証等により保全されている額は981百万円で、保全率は95.6%となっております。

なお、リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権の詳細については、財務データ「不良債権の状況」に記載しておりますのでご参照ください。

### 平成25年9月末 不良債権の状況



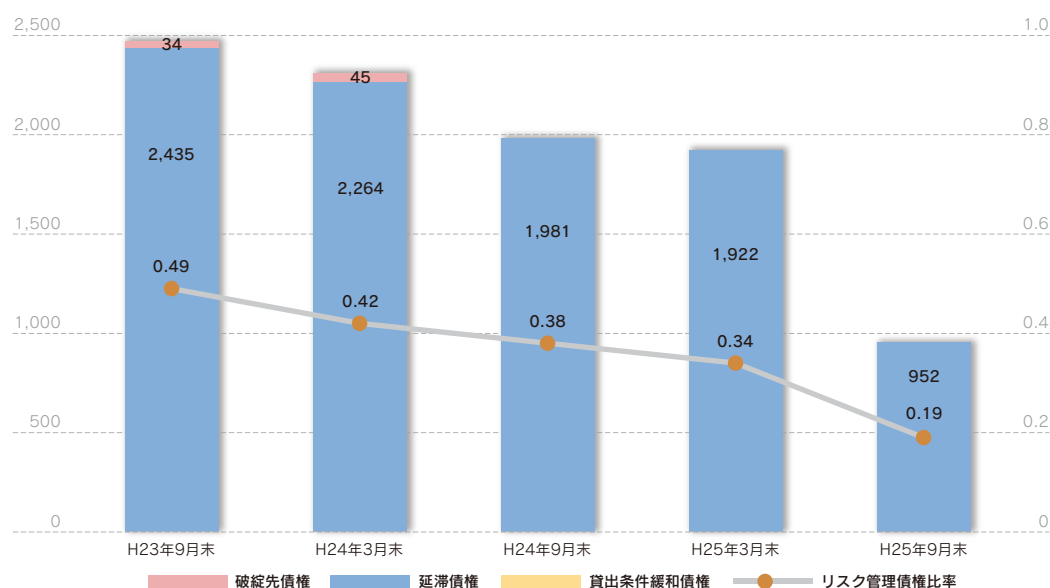
### リスク管理債権に占める保全の割合



### リスク管理債権比率の推移

(債権額/単位：百万円)

(比率/単位：%)



# 財務データ

## ◆ 主要経営指標

(単位：百万円)

|        | 平成24年9月期  | 平成25年9月期  | 平成25年3月期  |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 業務純益   | 5,279     | 5,033     | 9,206     |
| 経常利益   | 5,657     | 5,773     | 10,088    |
| 当期剰余金  | 5,300     | 5,667     | 9,546     |
| 貯金等残高  | 2,506,298 | 2,531,490 | 2,569,578 |
| 預け金残高  | 1,323,081 | 1,363,242 | 1,348,587 |
| 貸出金残高  | 515,209   | 499,599   | 563,822   |
| 有価証券残高 | 722,297   | 745,927   | 728,984   |

注) 貯金等残高は譲渡性貯金を含んでいます。

## ◆ 自己資本の状況 (単体)

### ◆ 自己資本の状況

(単位：百万円)

|                                | 平成24年9月期 | 平成25年9月期 | 平成25年3月期 |
|--------------------------------|----------|----------|----------|
| 基本的項目 (A)                      | 95,564   | 105,613  | 99,715   |
| うち出資金                          | 93,776   | 94,829   | 94,599   |
| 補完的項目 (B)                      | 33,251   | 33,353   | 33,493   |
| 控除項目 (C)                       | 784      | 441      | 476      |
| 自己資本 (D) = (A) + (B) - (C)     | 128,031  | 138,525  | 132,732  |
| リスクアセット等 (E) = (F) + (G) + (H) | 743,186  | 759,559  | 781,919  |
| 資産 (オン・バランス) 項目 (F)            | 657,208  | 662,735  | 684,573  |
| オフ・バランス取引等項目 (G)               | 62,205   | 73,224   | 73,746   |
| オペリスク相当額を8%で除して得た額 (H)         | 23,772   | 23,599   | 23,599   |
| Tier1 比率 (A) / (E)             | 12.85%   | 13.90%   | 12.75%   |
| 自己資本比率 (D) / (E)               | 17.22%   | 18.23%   | 16.97%   |

- 注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
2. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示 (平成24年金融庁・農林水産省告示第13号)」により、平成26年3月30日までの間は、基本的項目からその他有価証券評価差損を控除しないこととなっております。



# 財務データ

## ◆不良債権の状況

### ◆リスク管理債権残高

(単位：百万円)

|            | 残高    | 保全額 |     |     | 合計    |
|------------|-------|-----|-----|-----|-------|
|            |       | 担保等 | 保証  | 引当等 |       |
| 平成24年9月末   |       |     |     |     |       |
| 破綻先債権額     | —     | —   | —   | —   | —     |
| 延滞債権額      | 1,981 | 860 | 109 | 983 | 1,953 |
| 3か月以上延滞債権額 | —     | —   | —   | —   | —     |
| 貸出条件緩和債権額  | —     | —   | —   | —   | —     |
| 合計         | 1,981 | 860 | 109 | 983 | 1,953 |
| 平成25年9月末   |       |     |     |     |       |
| 破綻先債権額     | —     | —   | —   | —   | —     |
| 延滞債権額      | 952   | 452 | 67  | 412 | 932   |
| 3か月以上延滞債権額 | —     | —   | —   | —   | —     |
| 貸出条件緩和債権額  | —     | —   | —   | —   | —     |
| 合計         | 952   | 452 | 67  | 412 | 932   |
| 平成25年3月末   |       |     |     |     |       |
| 破綻先債権額     | —     | —   | —   | —   | —     |
| 延滞債権額      | 1,922 | 865 | 109 | 922 | 1,897 |
| 3か月以上延滞債権額 | —     | —   | —   | —   | —     |
| 貸出条件緩和債権額  | —     | —   | —   | —   | —     |
| 合計         | 1,922 | 865 | 109 | 922 | 1,897 |

- 注) 1. 破綻先債権……元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権……未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権……元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（注1・2に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 貸出条件緩和債権……債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1・2・3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 保全額……下記「金融再生法に基づく開示債権」も同様
- (1) 担保・保証……リスク管理債権のうち、担保付貸出金について当該担保の処分可能見込額、保証付貸出金について当該保証による回収可能見込額等の合計額を表示しています。
- (2) 引当等……リスク管理債権のうち、個別債務者への貸出金の状況に応じ、回収不能に備え個別貸倒引当金（間接償却）に繰り入れた場合はその引当金残高を計上し、個別貸倒引当金による引当の対象とならない貸出金については、一般貸倒引当金のうち、貸倒実績率によって計算された額を計上しています。なお、引当等には、自己査定による回収見込額を含んで計上しています。

### ◆金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

|                    | 残高      | 保全額 |     |       | 合計    |
|--------------------|---------|-----|-----|-------|-------|
|                    |         | 担保等 | 保証  | 引当等   |       |
| 平成24年9月末           |         |     |     |       |       |
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 260     | 180 | 0   | 13    | 193   |
| 危険債権               | 1,883   | 769 | 111 | 1,002 | 1,883 |
| 要管理債権              | —       | —   | —   | —     | —     |
| 小計                 | 2,144   | 949 | 111 | 1,015 | 2,076 |
| 正常債権               | 553,821 |     |     |       |       |
| 合計                 | 555,965 |     |     |       |       |
| 平成25年9月末           |         |     |     |       |       |
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 314     | 243 | —   | 26    | 269   |
| 危険債権               | 711     | 240 | 67  | 403   | 711   |
| 要管理債権              | —       | —   | —   | —     | —     |
| 小計                 | 1,026   | 483 | 67  | 429   | 981   |
| 正常債権               | 538,505 |     |     |       |       |
| 合計                 | 539,531 |     |     |       |       |
| 平成25年3月末           |         |     |     |       |       |
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 289     | 167 | 42  | 15    | 225   |
| 危険債権               | 1,720   | 730 | 67  | 922   | 1,720 |
| 要管理債権              | —       | —   | —   | —     | —     |
| 小計                 | 2,010   | 898 | 110 | 937   | 1,946 |
| 正常債権               | 600,557 |     |     |       |       |
| 合計                 | 602,567 |     |     |       |       |

注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次の通り区分したものです。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権……破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った元本および利息の受取ができない可能性が高い債権をいいます。
3. 要管理債権……3か月以上延滞貸出債権で上記1及び2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権……債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に掲げる以外のものに区分される債権をいいます。

# 財務データ

## ◆ 有価証券等の時価情報

### ◆ 有価証券

(単位：百万円)

| 区分       | 取得価額    | 時価      | 評価損益   |
|----------|---------|---------|--------|
| 平成24年9月末 |         |         |        |
| 売買目的     | —       | —       | —      |
| 満期保有目的   | 116,530 | 121,010 | 4,479  |
| その他      | 579,494 | 605,766 | 26,271 |
| 平成25年9月末 |         |         |        |
| 売買目的     | —       | —       | —      |
| 満期保有目的   | 101,055 | 105,164 | 4,108  |
| その他      | 607,636 | 644,871 | 37,234 |
| 平成25年3月末 |         |         |        |
| 売買目的     | —       | —       | —      |
| 満期保有目的   | 116,305 | 121,292 | 4,987  |
| その他      | 576,040 | 612,679 | 36,638 |

- 注) 1. 本表記載の有価証券の取得価額は、取得価額または償却原価によっています。  
 2. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。  
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含まれますが、該当ありません。  
 4. 満期保有目的有価証券については、取得価額を償却原価として計上しています。  
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

### ◆ 金銭の信託

(単位：百万円)

| 区分       | 取得価額  | 時価    | 評価損益 |
|----------|-------|-------|------|
| 平成24年9月末 |       |       |      |
| 運用目的     | —     | —     | —    |
| 満期保有目的   | —     | —     | —    |
| その他      | 5,545 | 5,492 | △52  |
| 平成25年9月末 |       |       |      |
| 運用目的     | —     | —     | —    |
| 満期保有目的   | —     | —     | —    |
| その他      | 2,866 | 2,933 | 67   |
| 平成25年3月末 |       |       |      |
| 運用目的     | —     | —     | —    |
| 満期保有目的   | —     | —     | —    |
| その他      | 5,009 | 5,055 | 46   |

- 注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。  
 2. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含まれますが、該当ありません。  
 3. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しますが、該当ありません。  
 4. その他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

### ◆ デリバティブ取引等

#### ● 債券関連取引

(単位：百万円)

| 区分       | 契約額等      | 時価  | 評価損益 |
|----------|-----------|-----|------|
| 平成24年9月末 |           |     |      |
| 取引所      | 債券先物      | 売 建 | —    |
|          |           | 買 建 | —    |
|          | 債券先物オプション | 売 建 | —    |
|          |           | 買 建 | —    |
| 店頭       | 債券店頭オプション | 売 建 | △36  |
|          |           | 買 建 | —    |
| 平成25年9月末 |           |     |      |
| 取引所      | 債券先物      | 売 建 | —    |
|          |           | 買 建 | —    |
|          | 債券先物オプション | 売 建 | —    |
|          |           | 買 建 | —    |
| 店頭       | 債券店頭オプション | 売 建 | 16   |
|          |           | 買 建 | —    |
| 平成25年3月末 |           |     |      |
| 取引所      | 債券先物      | 売 建 | —    |
|          |           | 買 建 | —    |
|          | 債券先物オプション | 売 建 | —    |
|          |           | 買 建 | —    |
| 店頭       | 債券店頭オプション | 売 建 | —    |
|          |           | 買 建 | —    |

# 金融円滑化の取り組みについて

## 金融円滑化にかかる基本方針

当会は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もし

くは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

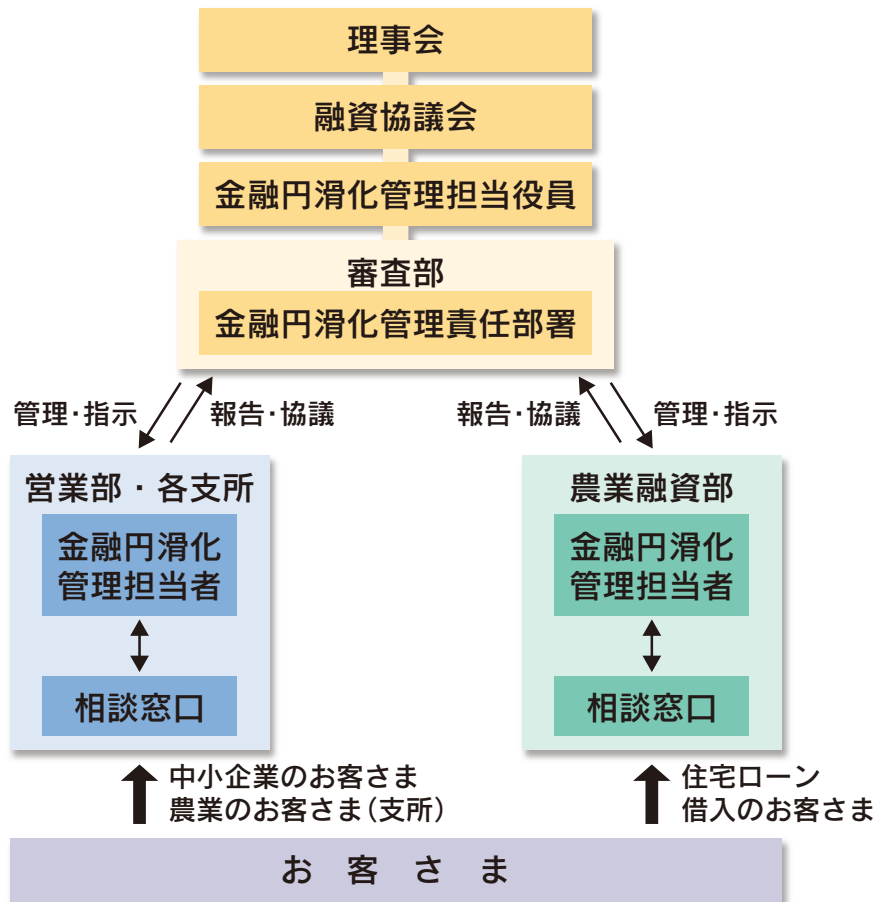
- (1) 代表理事理事長以下、役員並びに関係部長を構成員とする「融資協議会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 理事資金運用本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 営業部、農業融資部、各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



## ◆ 金融円滑化にかかる体制整備について

当会では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

### 【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】



## ◆ 金融円滑化にかかる実施状況について

### 【債務者が中小企業者である場合】

(単位：百万円)

| 対象期間：21年12月～25年9月末        | 平成24年3月末 |       | 平成25年3月末 |       | 平成25年9月末 |       |
|---------------------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|                           | 件数       | 金額    | 件数       | 金額    | 件数       | 金額    |
| 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数、額 | 22       | 3,458 | 33       | 5,325 | 40       | 6,479 |
| うち、実行に係る貸付債権の額            | 21       | 3,454 | 31       | 5,302 | 38       | 6,456 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額            | 0        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| うち、審査中の貸付債権の額             | 0        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| うち、取下げに係る貸付債権の額           | 1        | 4     | 2        | 23    | 2        | 23    |

\* 件数・金額は21年12月からの累計

### 【債務者が住宅資金借入者である場合】

(単位：百万円)

| 対象期間：21年12月～25年9月末        | 平成24年3月末 |    | 平成25年3月末 |    | 平成25年9月末 |    |
|---------------------------|----------|----|----------|----|----------|----|
|                           | 件数       | 金額 | 件数       | 金額 | 件数       | 金額 |
| 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数、額 | 0        | 0  | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、実行に係る貸付債権の額            | 0        | 0  | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額            | 0        | 0  | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、審査中の貸付債権の額             | 0        | 0  | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、取下げに係る貸付債権の額           | 0        | 0  | 0        | 0  | 0        | 0  |

\* 件数・金額は21年12月からの累計

# 社会的責任と地域貢献活動

## 北海道農業への貢献

### JAバンク北海道の多様な農業資金

対象者や資金使途に応じ、さまざまな資金を設けています。道内JA統一要綱資金のほか、北海道信連独自資金も設けており、JAバンク北海道が一体となった農業担い手等への金融対策強化に取り組んでおります。

また、資金メニューの充実のため、道内JA統一資金として「JA新規就農応援資金」・「JA再生可能エネルギー施設等資金」を創設するなど、JAとともに組合員に対する支援体制を強化しております。

#### 【道内JA統一要綱資金】

(単位：百万円)

| 資金名              | 資金の使いみちなど                                | 残 高       |
|------------------|------------------------------------------|-----------|
| JAフルスペックローン      | 農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金                     | 59,808    |
| JA農業経営緊急支援資金     | 飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金 | 11,948    |
| JA農業経営サポートローン    | 「農業者戸別所得補償制度」に係る交付金等入金までの間に必要となる運転資金     | 176       |
| JA農業経営ステップアップローン | 農業経営に必要な設備資金や中・長期運転資金                    | 2,559     |
| JA営農応援ローン        | 農業経営に必要な短期運転資金                           | 881       |
| JA新規就農応援資金       | 新規就農者の農業経営にかかる設備・運転資金                    | 平成25年4月創設 |
| JA再生可能エネルギー施設等資金 | 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金       | 25        |

(平成25年9月末現在)

#### 【北海道信連独自資金（農家組合員等向け）】

(単位：百万円)

| 資金名           | 資金の使いみちなど                               | 残 高   |
|---------------|-----------------------------------------|-------|
| 農業経営ステップアップ資金 | 農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金               | 6,041 |
| 信連 新規就農者資金    | 新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（営農資金・住宅資金）   | 279   |
| 信連 農業後継者応援資金  | 農業経営の安定化、高度化に資するための既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用 | 289   |
| 信連 中核農業者応援資金  |                                         | 116   |
| 信連 農業法人経営応援資金 | 農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（運転資金・機械・設備資金） | 146   |

(平成25年9月末現在)

#### 【北海道信連独自資金（総合JA向け）】

(単位：百万円)

| 資金名         | 資金の使いみちなど                                                                       | 残 高    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 農業経営緊急支援資金  | 飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより、緊急に必要となる運転資金についてJAが農業者の皆さまにご融資しようとする場合に、その原資をJAに融通する資金 | 5,383  |
| 共同利用施設等設備資金 | 組合員が利用する共同利用施設等をJAが建設するための設備資金                                                  | 20,365 |

(平成25年9月末現在)

## 社会的責任と地域貢献活動

### JAバンク北海道農業融資専門委員会・地区農業融資部会等の取り組み

本委員会は、農業金融にかかるJAバンク北海道として高度な農業金融企画等について協議する場として、平成23年に新設された委員会です。JAバンク北海道農業融資専門委員会では、地域事情に精通し専門知識を有するJAの実務者、オブザーバーとして農林中金、JA北海道中央会などの参加のもと、全道規模での展開が必要となる戦略的課題の協議等を行っております。また、各地区農業融資部会では、地区の実情に合わせた協議等を行っております。

#### 協議を行ってきた事項

- 負債対策者の経営改善に向けた検討について
- 農業法人支援の取り組みについて
- 農業制度資金のあり方について
- 農業融資に係る人材育成について



### 北海道農業法人向けフォーラムの開催

本フォーラムはJAグループ北海道の農業法人への支援に向けた取り組みの一環として、道内地域農業を牽引する農業法人を対象に、今後の事業展開等に役立つ経営面での情報提供を目的として開催いたしました。

本フォーラムの開催を契機として今後も定期開催を行い、農業法人とJAグループとのより一層の関係強化を目指してまいります。

### 平成25年度フォーラム開催内容

「JAグループ北海道農業経営フォーラム  
～今こそ考える これからの農業経営～」

開催日時・開催場所

平成25年11月18日（月） 札幌パークホテル

#### フォーラムの内容

①講 演：「北海道の農業情勢について」  
講 師：北海道 農政部長 竹林 孝 氏

②講 演：「私が考えるこれからの農業経営」  
講 師：有限会社 パインランドデーリィ  
代表取締役 松村 和一 氏

③パネルディスカッション「環境の変化を見据えた、これからの農業法人経営」  
コーディネーター：一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 黒河 功 氏  
パネ リ ス ト：北海道 農政部長 竹林 孝 氏  
：(有)パインランドデーリィ 代表取締役 松村 和一 氏  
：(有)毛陽農産 代表取締役 東井 源 氏  
：ホクレン農業協同組合連合会 代表理事常務 板東 寛之 氏  
：(株)農林中金総合研究所 調査第一部長 斉藤 由理子 氏



## 社会的責任と地域貢献活動

### JAバンク食農教育応援事業の展開

JAバンク北海道では、JAバンクが行う社会貢献活動の一環として、平成20年度から「JAバンク食農教育応援事業」を展開しており、今年度で6年目となります。

この事業はJAが行う食農・環境・金融経済の教育活動をサポートするもので、全道小学校等に対する補助教材本の贈呈や、小中学生等を対象とした農業体験学習などにかかる費用の助成を行っております。

### 全道の小学校等へ補助教材本を贈呈

補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」は、小学校の授業などにおいて補助教材として活用されるよう、北海道教育委員会をはじめ各市町村教育委員会の協力のもと、全道1,161小学校の5年生（約4万5千人）と特別支援学校（15校）・学級（17校）を対象に、最寄のJAを通じて贈呈しております。

JAバンクはこうした補助教材の贈呈事業を通じて、教育現場での食農教育を応援しています。



〈北海道教育委員会への教材本贈呈〉



〈25年度の教材本「農業とわたしたちの暮らし」〉

### JAグループが行う食農教育活動への助成

全道の各JAや青年部・女性部等が、子どもを対象とした食農・環境・金融経済の教育活動に取り組んでいます。平成24年度は、農業体験学習（田植え・稲刈り・芋ほり等）や地元食材の学校給食への提供、収穫した野菜を使った料理教室、出前授業など、約90件の活動が各地区で行われました。また、JAグループはコンサドーレ札幌への協賛を通じ食と農についての啓蒙活動を行っております。

JAバンクでは、これら活動にかかる助成事業を通じて社会貢献活動に寄与しており、引き続き積極的な事業展開に取り組んでいきます。



〈JAグループ北海道サンクスマッチ〉



〈JAとまこまい広域・芋ほり体験学習〉



## 社会的責任と地域貢献活動

### 社会福祉充実への貢献

当会では、道内JAとともに地域貢献活動の一環として、平成21年度よりAED（自動体外式除細動器）を寄贈しており、今年度で5年目となります。

寄贈先としては昨年同様JR北海道の各主要駅としており、同社のAED配置計画と連携し、新規配置予定分および従前より配置している機器の更新分も含め対応しております。また、平成20年度まで車椅子を寄贈しておりました道内の社会福祉協議会に対しても引き続きAEDの寄贈を行なっております。

今年度はJR北海道へ7台（小樽駅、琴似駅、江別駅、北広島駅、千歳駅、岩見沢駅、美瑛駅）、道内の社会福祉協議会（天塩町）へ1台の計8台を寄贈し、駅構内での救命活動やJR駅職員・地域住民の救命講習等に活用されています。

当会は、今後も「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、社会福祉への協力と地域社会とのコミュニケーション充実のため、道内JAと連携し、積極的に地域貢献活動に取り組んで参ります。





|             |                                                                      |                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 本 所         | 札幌市中央区北4条西1丁目1番地                                                     | TEL (011) 232-6010 |
|             | 監査部／リスク統括部／総務部／総合企画部／業務部／審査部／営業部<br>／資金証券部／JAバンク体制指導部／JAバンク推進部／農業融資部 |                    |
| 事 務 セ ン タ ー | 札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号                                                  | TEL (011) 836-3389 |
|             | 事務統括部                                                                |                    |
| 札 幌 支 所     | 札幌市中央区北4条西1丁目1番地                                                     | TEL (011) 232-6060 |
| 岩 見 沢 支 所   | 岩見沢市5条西5丁目2番地の1                                                      | TEL (0126) 22-8202 |
| 旭 川 支 所     | 旭川市宮下通14丁目右1号                                                        | TEL (0166) 24-1381 |
| 帯 広 支 所     | 帯広市西3条南7丁目14番地                                                       | TEL (0155) 23-2662 |
| 北 見 支 所     | 北見市とん田東町617番地                                                        | TEL (0157) 23-4726 |
| 釧 路 支 所     | 釧路市黒金町12丁目10番地の1                                                     | TEL (0154) 22-4813 |

当会の信用事業に関する取引についてご不満を感じた場合には  
下記窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JAバンクはより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、  
お客様の声を誠実に受け止めます。

「JAバンク苦情受付窓口 北海道信連窓口（業務部）」  
TEL 011-232-6803

---

編集・発行

北海道信用農業協同組合連合会 総務部・総合企画部

〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地

TEL 011-232-6010（代表）

---